

練馬区地域公共交通計画策定支援業務委託に係る  
プロポーザル募集要領

令和6年1月  
練馬区 都市整備部 交通企画課

## 練馬区地域公共交通計画策定支援業務委託に係るプロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「練馬区地域公共交通計画策定支援業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 本業務の背景・位置づけ

区内には、鉄道の駅から遠い地域や、道路整備の遅れ等により路線バスが運行されていない公共交通空白地域が存在する。都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に基づき交通施策を推進し取り組んでいるが、解消には至っていない。バス利用者の減少、人件費や燃料費の高騰およびバス運転士の不足により、バス交通のサービス低下が危惧される。各地で新たなコミュニティ交通の取組が進んでおり、地域特性に合った新たな交通手段の可能性の検討が必要となっている。こうしたことから、鉄道やバスなどの交通環境、交通分野のICTや新たな交通手段の導入状況、みどりバスの利用実態、シェアサイクルの普及などを踏まえ、2040年代を見据えた交通体系のあり方を検討する。

については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、デマンド交通などの新たな交通手段を導入し、人々の移動を支える交通体系の実現を目指す、従来策定した都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画を策定するものである。

### 3 業務概要

#### (1) 件名

練馬区地域公共交通計画策定支援業務委託

#### (2) 履行期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、次年度は随意契約を行うことがある。

#### (3) 履行場所

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所

#### (4) 業務内容

基本仕様書(案)(別紙1)による。

なお、正式な仕様書については、プロポーザルにより選定した事業者(受託候補者)の企画提案内容を踏まえ、区と業者と協議の上、作成する。

#### (5) 概算経費(予定金額)

¥13,981,000円(税込み)(令和6年度委託費)

現時点では、令和6年度予算が成立していない。予算成立後、上記の金額を上限として業

務委託を行う予定。

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

(6) プロポーザルの日程(予定)

	事項	日程(予定)
1	募集要領等の公表	令和6年1月26日(金)
2	参加申込書受付期間	令和6年1月26日(金)から 令和6年2月16日(金)午後5時まで
3	質問受付期間	令和6年1月26日(金)から 令和6年2月16日(金)午後5時まで
4	質問に対する回答(HPに掲載)	令和6年2月26日(月)
5	企画提案書等提出書類受付期間	令和6年1月26日(金)から 令和6年3月4日(月)午後5時まで
6	参加辞退届提出期限	令和6年3月4日(月)午後5時まで
7	一次審査 結果通知発送	令和6年3月19日(火)
8	二次審査(プレ・プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年3月28日(木)
9	第二次審査 結果通知発送	令和6年4月2日(火)
10	委託契約締結	令和6年4月下旬

本プロポーザルにかかる説明会は実施しない。

4 参加資格および欠格条項

(1) 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

ア プロポーザル参加申込書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

イ 他自治体で地域公共交通計画策定支援または、これに類似する業務実績があること。

(2) 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。

イ 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者。

ウ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者。

エ 法人の場合は、法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、滞納している者。

オ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の

申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

## 5 参加申込

### (1) 受付期間

令和6年1月26日(金)から令和6年2月16日(金)午後5時まで

### (2) 提出書類

参加申込書(様式1) 1部

東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し  
(裏面印鑑証明部分を含む) 1部

### (3) 提出方法

電子メール・郵送・持参、いずれかの方法により提出すること。

郵送の場合は、令和6年2月16日(金)必着

### (4) 提出先

練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎16階(9番窓口)

練馬区 都市整備部 交通企画課 交通企画担当係 担当:上野・岩崎・栗林

電子メール KOTSU-K01@city.nerima.tokyo.jp

## 6 質問・回答

### (1) 質問期間

令和6年1月26日(金)~令和6年2月16日(金)午後5時まで

期限を過ぎた質問は受け付けない。

### (2) 質問方法

質問票(様式6)に内容を簡潔に記入し、電子メールにより提出すること。

メール件名は「練馬区公共交通計画策定支援業務プロポーザル質問」とすること。

電話での問合せには応じない。

### (3) 提出先

練馬区都市整備部交通企画課交通企画担当係 (担当)上野、岩崎、栗林

電子メール KOTSU-K01@city.nerima.tokyo.jp

### (4) 回答方法

令和6年2月26日(月)から、ホームページにて公表する。

## 7 企画提案の内容

以下の内容について、基本仕様書(案)(別紙1)を参考に、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。

(1) 目指すべき将来像を検討するにあたり、重視すべき観点とプロセスを具体的に提案すること。

- ( 2 ) 将来像の実現に向けた施策をバックキャストで検討するプロセスを具体的に提案すること。
- ( 3 ) 令和 6 年度上半期にデマンド交通の実証実験運行計画を作成し、下半期にその運行計画に基づき実証実験（運行期間 3 か月程度）を予定している。実証実験の実施に向けた効率的なスケジュールを提案すること。
- ( 4 ) 実証実験にあたり、地域公共交通に係る会議や地域住民との地域交通の勉強会を開催するが、どのような形式でどのように進めると効率がよいか提案すること。
- ( 5 ) 実証実験の利用者を増やすための対策や取組について、提案すること。
- ( 6 ) デマンド交通の本格導入に向けた判断基準を整理するにあたり、別途委託する運行事業者と連携して実証実験の利用実態を把握するものとしているが、どのような連携の仕方が考えられるか提案すること。
- ( 7 ) 企画提案書には、仕様書に記載された業務の具体的な進め方のほか、デジタル技術の進展も踏まえ、より効果的に業務を遂行するための工夫や独自提案があれば、合わせて記載すること。

## 8 参考資料および関連情報

必要に応じて、以下をホームページから参照すること（資料の貸出は行わない。）

- ( 1 ) 練馬区都市交通マスタープラン（平成20年 3 月）
- ( 2 ) 公共交通空白地域改善計画（改定）（平成29年 3 月）
- ( 3 ) グランドデザイン構想（平成30年 6 月）
- ( 4 ) 「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」の素案
- ( 5 ) 東京における地域公共交通の基本方針（令和4年3月 東京都発行）
- ( 6 ) 都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月 東京都発行）

## 9 企画提案書等の提出

### ( 1 ) 受付期間

令和 6 年 1 月 26 日（金）から令和 6 年 3 月 4 日（月）まで（土・日、祝日除く）

いずれも午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

### ( 2 ) 提出書類

提出書類		様式番号	提出部数	備 考
企画提案等に関する書類	参加申込書	様式 1	1 部	
	企画提案書	任意様式	8 部	A 4 判縦 6 頁以内（A 3 判横も混合使用可。ただし、A 3 判 1 枚 = A 4 判 2 頁換算）、各片面印刷
	会社実績調書	様式 2	8 部	
	業務実施体制	様式 3	8 部	

	予定担当技術者の経歴等	様式 4	8 部	
	配置予定技術者の資格が確認できる書類		1 部	
	雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険証または住民税特別徴収税通知の写しなど)		1 部	
	業務工程表	様式 5	8 部	2 か年分
	見積書	任意様式	8 部	2 か年分

	提出書類	様式番号	提出部数	備考
法人の資格に	会社組織図	任意様式	8 部	A 4 判 1 頁程度
	会社概要	任意様式	8 部	A 4 判 1 頁程度 既存パンフレット可
	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類		1 部	該当する者のみ提出
	区民雇用の促進や区内事業者を活用していることが確認できる書類		1 部	該当する者のみ提出

(3) 提出方法

事前連絡した上で、提出先へ直接持参すること。(郵送不可)

(4) 提出先

練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎16階(9番窓口)

練馬区 都市整備部 交通企画課 交通企画担当係 担当:上野・岩崎・栗林

(5) 注意事項

ア 提出物は同時に提出すること

イ 受付期間後の企画提案書等提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。

ウ 業務体制に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。

エ 参加申し込み後で、参加を辞退する場合は参加辞退届(様式7)を令和6年3月4日(月)午後5時までに、提出場所へ直接持参すること。(郵送不可)

10 評価項目

評価項目(別紙2)に基づき、選定委員会による一次審査(提出書類)および二次審査(提出書類、プレゼンテーション、ヒアリング)を以下の通り実施する。

## ( 1 ) 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類に基づき審査を行う。合計点の高い順に3者程度を一次審査通過とする。

審査結果は書面により通知する。(令和6年3月19日(火)発送予定)

## ( 2 ) 二次審査

一次審査を通過した者については、令和6年3月28日(木)(予定)に、企画提案書等の内容について、プレゼンテーションおよびヒアリングを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中で、評価が最も高い者を受託候補者とする。

### ア 選考時間

1者あたり30分(プレゼンテーション20分、ヒアリング10分)とする。

### イ 説明者(会場に入れる者)

本業務を受注したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。

### ウ 説明内容・説明方法

- ・提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行う。
- ・パワーポイント等を活用してプレゼンテーションを行うことを可とする。その際、スクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルは区で用意するが、その他必要な機器(パソコン)等は、提案事業者が用意すること。
- ・必要に応じて、新たな資料配布も可とするが、提出した企画提案書等の内容から逸脱しないものであること。

### エ 審査結果

書面により通知する(令和6年4月2日(火)発送予定)。

## 1 1 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容および契約金額を決定する。

ただし、受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

## 1 2 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙3)に基づき取扱うものとする。

## 1 3 その他事項

( 1 ) 提出書類の作成および提出等、ならびに企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

( 2 ) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

- ( 3 ) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- ( 4 ) 提出された企画提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- ( 5 ) 提出された企画提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとすることがある。
- ( 6 ) 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- ( 7 ) 個人情報の保護・管理および情報セキュリティ水準の確保については、「情報の保護および管理に関する特記事項」(別紙4)による。
- ( 8 ) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- ( 9 ) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

#### 1 4 問合せ先・担当

練馬区 都市整備部 交通企画課 交通企画担当係 (担当)上野、岩崎、栗林

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎16階(9番窓口)

電話 03-5984-1274(ダイヤルイン)

電子メール KOTSU-K01@city.nerima.tokyo.jp